**第　　　　　号**

**〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日**

**様**

**鹿沼市福祉事務所長　　　印**

**保護廃止（停止）決定通知書**

**年　月　日付け第　　　　　号により決定通知した生活保護法による**

**保護について、次のとおり　　　したので、通知します。**

**１　　　した保護の種類　　生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他**

**２　停止する期間　　　　　年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日**

**３　廃止する時期　　　　　年　　月　　日**

**４　廃止・停止の理由**

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、栃木県知事に対し審査請求をすることができます（ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　　２　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鹿沼市を被告として（訴訟において鹿沼市を代表する者は鹿沼市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

 　ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して５０日（５０日以内に行政不服審査法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は　　７０日）を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。